

教第54号議案

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月26日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

第2条第3項第(6)号にて被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う職務の手当について改正を行う。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 概要

1. 概要

本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務に関する特殊勤務手当について国の災害応急作業手当と同水準となるように支給要件及び支給額を改正する。

2. 変更点

(1) 支給要件の拡大

警戒区域での業務及び時間帯に応じて手当を支給

(2) 支給額

本市の区域外の災害発生地域において、災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務に従事した場合、1日最大10,160円で当該業務に従事した時間に応じて特殊勤務手当を支給する（変更前は1日最大10,000円）。

3. 実施時期

令和7年4月1日

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)～(5) [略]

(6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務 1回につき10,160円以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)～(5) [略]

(6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務 1回につき10,000円以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。